

取引約款・規定集



PWM日本証券

PWM Japan Securities

【お客様に知って頂きたい主な証券取引ルール】

1. 適合性原則の遵守義務
証券会社は、お客様の知識・投資経験・財産の状況・投資目的等を勘案し、その意向や実情に適合した取引を行う義務があります。
2. 目論見書の交付義務と重要事項の説明義務
証券会社は投資信託を販売するにあたり、お客様にあらかじめ目論見書を交付する義務があります。また、金融商品販売法等に基づく重要事項説明義務がありますので投資信託等をご購入の際は、リスク・コスト等の説明を受けてください。
3. 仮名取引の禁止
家族名義あるいは他人名義等ご本人以外の名義を使用して行う取引は禁止されています。
4. マネーロンダリング、テロ資金供与の防止
不正な手段で手に入れた資金を、公正に得た資金に見せかけるために金融商品取引を利用することは禁止されています。当社は、疑わしい取引についてはお客様にお知らせすることなく当局等に報告する義務を負っています。
5. お客様との共同投資の禁止
証券会社の役員は、お客様と損益を折半することを約束したり、実行することは禁止されています。
6. 断定的判断の提供による勧誘の禁止
結果的に的中するか否かに関係なく、投資信託の将来の価格について断定するような表現をして、お客様の投資を勧誘することは禁止されています。
7. 一任勘定取引の禁止
担当者に任せて行う取引は、禁止されています。売買の別・銘柄・数量等お客様ご自身のご判断により決定してください。
8. 事後承諾取引の禁止
お客様の事前の同意を得ずに、投資信託の売買等を行うことは結果的にお客様に利益をもたらしたとしても、禁止されています。ただし、累積投資契約を締結して毎月一定額を購入する定時定額取引や分配金の再投資をすることはあらかじめお客様のご同意を得て行う取引として、無断売買には該当しないものとなっています。
9. 回転売買の禁止・乗換勧誘時の説明義務
営業員主導で短期売買を繰り返すことは、経済的合理性のない取引として禁止されています。
また、保有する投資信託を解約して他の投資信託を購入することをセットで勧誘する場合は、一定の手続きが義務づけられています。(MMF・MRFを除く)
10. 損失補てん、利益提供の禁止
お客様が証券取引上被った損失に対して補てんすることや利益提供することは禁止されています。
ただし、証券会社側の責により発生したお客様の損失については、法定の証券事故手続きにより、当局の承認を得た後に損失補てんすることとなります。

【お客様に知って頂きたい取引上の留意点】

1. 証券取引には、クーリングオフ制度の適用がなく、お客様のご購入またはご解約のお申込みひとつひとつが、ご契約となりますのでお取消ができません。お間違いのないよう十分ご確認のうえ、お申込みください。
2. 口座開設にあたっては約款をお受取りの上、総合取引申込書を漏れなくお客様ご自身でご記入ください。
3. 当社は、口座管理料として年間 5,250 円（税込）を頂いております。（ただし、預金口座振替によるお支払の場合は 4,200 円（税込）となります。なお、お客様の取引及び残高が当社の定める基準をみたます場合は口座管理料を免除する場合があります。）
4. お客様からのご購入申込書とお買付け金額相当額のご入金を確認できた後、ご注文としてのお取扱いとなります。
5. 投資信託のご購入・ご解約等にかかる資金決済は全て銀行振込にて行っています。（銀行振込方式）振込み手続きはお客様ご自身にて行い、担当アドバイザーとの現金のやりとりは行わないでください。なお、振込手数料は原則としてお客様のご負担となります。
6. お客様の受益証券及び受益権は全て保護預りでございますが、取引残高報告書方式をとらせて頂いております。
7. 取引残高報告書は、お手元に届いてから 15 日以内に異議のお申し出がない場合は、ご承認いただいたものとなりますので、必ず内容をご確認ください。
8. 当社へのお問い合わせは、原則として担当アドバイザー（担当者）を通じて行ってください。
9. 当社は株式・債券等の券面をお預りするサービスは、特別な場合を除いて、提供しておりません。

【金融商品仲介業の明示義務について】

1. 所属金融商品取引業者は PWM 日本証券株式会社です。
2. 金融商品仲介業者は所属金融商品取引業者の代理店ではありません。
3. 金融商品仲介業者はお客様のご購入・ご解約等の仲介業務を所属金融商品取引業者に対して行いますが、代理権はなく、金銭若しくは有価証券の預託を受けることはできません。

PWM 日本証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 50 号

【重要事項のご説明について】

この説明は、投資信託のリスク等を重要事項として、お客様に説明しご理解いただくことを目的として作成しています。説明内容がご不明の場合には、その都度お尋ねください。

投資信託は、その投資対象や投資方針が多種多様であることから、以下の区分に基づいて、投資信託に関する重要事項をご説明させていただきますが、お取引はお客様の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 国内株式中心に投資する投資信託
主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の株価の下落や、組み入れた株式の発行会社の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) 外国株式中心に投資する投資信託
主に外国株式を投資対象としていますので、上記(1)に加え、為替の変動により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- (3) 国内債券中心に投資する投資信託(外貨建資産や株式等には投資しないもの)
主に国内債券(円貨建て)を投資対象とします。金利変動等による組み入れた債券の価格下落や、組み入れた債券の発行体の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- (4) 外貨建て債券中心に投資する投資信託(株式等には投資しないもの)
主に外貨建て債券を投資対象としていますので、上記(3)に加え、為替の変動により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- (5) 国内外(円貨建て/外貨建て)の株式、債券中心に投資する投資信託
主に国内外の株式や債券を投資対象としています。上記(1)から(4)により投資元本を割り込むことがあります。
*なお、上記(1)から(5)全てについて一部転換社債に投資する場合があります。その場合は、組み入れた転換社債の転換対象株式の株価下落や、金利変動等による組み入れた転換社債の価格下落及びその発行体の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- (6) 金融派生商品(デリバティブ)中心に投資する投資信託
金融派生商品を投資対象としています。金融派生商品固有の要因や投資信託の投資方針固有の事由により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- (7) クローズド期間又は特定日解約受付のある投資信託
一定期間解約のできないクローズド期間のある投資信託、又は特定の期間や特定日だけしか解約の受付を行わない投資信託ですのでご注意ください。

【反社会的勢力でないことの確約に関する同意】

総合取引申込書を記入する際に、下記の文章をお読みいただき、反社会的勢力でないことの確約に関して同意をお願い致します。

(同意内容)

私は、以下の①及び②の内容を確認し、反社会的勢力でないことをそれぞれ確約します。

- ①現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行いません。

なお、①のいずれかに該当し、若しくは②のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をした場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立ていたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

P W M 日本証券の
ピーダブルエムニホンショウケン
取引約款・規定集

目次

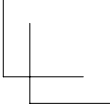
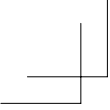
【お客様に知って頂きたい主な証券取引ルール】	1
【お客様に知って頂きたい取引上の留意点】	2
【金融商品仲介業の明示義務について】	2
【重要事項のご説明について】	3
【反社会的勢力でないことの確約に関する同意】	4
勧誘方針.....	6
反社会的勢力に対する基本方針	7
個人情報保護方針.....	8
総合取引約款.....	11
外国証券取引口座約款.....	28
MRF累積投資約款.....	41
MMF累積投資約款.....	44
追加型投資信託累積投資約款	47
アセット・アクセル取扱規定	50
投資信託受益権振替決済口座管理約款	53
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	60

勧誘方針

PWM日本証券株式会社（以下当社といいます。）は、当社のアドバイザー（担当者）を通じて、投資信託等による長期分散投資を投資者の皆様にお勧めすることを業務の中心とした資産管理型証券会社です。

1. 勧誘対象者の知識、経験、財産及び投資目的の状況に照らして配慮すべき事項
 - (1) 当社は、お客様の利益を常に考え、お客様の知識、経験及び財産の状況、投資目的に照らして必要かつ適切なアドバイスをお客様の立場に立って行い、お客様のニーズに合った商品（投資信託等）をお勧めいたします。
 - (2) 当社は、お客様の投資資金、投資経験、投資目的に応じた適切な投資勧誘を行います。
 - (3) 当社は、金融商品をお勧めする際、お客様の知識、経験等に応じて商品内容やリスク、取引にかかる費用等の適切な説明を行います。
2. 勧誘方法及び時間帯に関し配慮すべき事項
 - (1) 当社は、お客様から信頼され、また信頼され続けることを第一義に、法令・諸規則を遵守し、投資者第一主義の投資勧誘を行います。
 - (2) 当社は、常にお客様への情報公開と説明責任を十分果たすように心がけています。
 - (3) 当社は、お客様にご迷惑な時間帯での電話や訪問による勧誘は行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、担当者にその旨お申しつけください。
 - (4) 当社は、ホームページの内容について、法務・コンプライアンス部が事前にチェックしており、適切な表示が行われるようにしています。
3. 投資勧誘の適正確保に関する事項
 - (1) 当社では、不適切な勧誘が行われないように十分社内研修を行っていますが、お客様ご自身でもチェックできるように、お客様にあらかじめ主なルールをお知らせいたします。
 - (2) お客様のご判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供につとめています。
 - (3) お客様に配布する勧誘資料には、リスク・費用等についてわかりやすく記述いたします。
 - (4) 当社とのお取引に関して、ご不審な点等がございましたら法務・コンプライアンス部 03-6910-5004 までご連絡ください。

以上



反社会的勢力に対する基本方針

PWM日本証券株式会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

- 1 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
- 2 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 4 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 5 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以上

個人情報保護方針

当社は、独立系ファイナンシャル・アドバイザー等（以下 IFA 等）を通じて、最適な投資プロセスを提供することによりお客様の資産管理を支援し、またこの投資プロセスを広く日本に普及させ、国民の皆様の資産形成に貢献してまいりたいと考えております。そうしたサービスの提供に必要な不可欠であるお客様からお預かりしている情報資産を、適切に保護・管理することは当社の社会的責任と考えております。

当社では、以下に「個人情報保護方針」を定め、役職員及び IFA の全てが、この「個人情報保護方針」を理解し、個人情報保護の取組みを継続的に続けてまいります。

個人情報保護宣言

1. 【関係法令等の遵守】

当社は、個人情報の保護に関する法律及び関係諸法令ならびに監督当局のガイドライン等を遵守します。

2. 【利用目的】

当社は、ご本人の同意を得た場合及び法令等に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。なお、利用目的については、下記〔個人情報の利用目的〕に記載のとおりです。

3. 【正確性の確保】

当社は、個人情報を法令に則って適正に取得し、当該内容について、正確・最新となるよう努めます。

4. 【安全管理措置】

当社は、個人情報の漏洩等を防止するため、適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員、IFA 及び業務委託先の適切な監督を行います。

5. 【役職員及び IFA 教育の強化】

当社は、個人情報の流出、不正利用などを防止するために、役職員、及び IFA への教育を徹底します。

6. 【第三者への開示・提供】

当社は、第三者への個人情報の開示・提供は、法令に定める場合を除き、ご本人の同意を得ずに行いません。

7. 【開示等ご請求手続き】

当社は、個人情報について、開示・訂正・利用停止等について、ご本人より請求があった場合には法令に則り行います。また、窓口を設置し個人情報の取扱いに関するご意見・お問合わせを承ります。

8. 【継続的改善】

当社は、個人情報の適正な取扱いを図るため、個人情報保護方針を適宜見直し、継続的な改善に努めます。

以上

■個人情報の利用目的について

〔個人情報の利用目的〕

当社は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはしません。また、当社は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知し、又は公表します。

＜事業内容＞

1. 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の売買の媒介業務）及びこれらに付随する業務
2. 保険募集業務、確定拠出年金法第2条第7項に規定する確定拠出年金運営管理業務等、法律により証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
3. その他、金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（法令等の改正により、今後取扱いが認められる業務を含む）

＜利用目的＞

1. 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・運用及びそれらに関するサービスのご案内・ご提供を行うため
2. 当社又は関連会社、提携会社の有価証券・金融商品等の勧誘・販売・売買及びサービスのご案内・ご提供を行うため
3. お客様の有価証券・金銭の受渡・決済・管理、お取引の管理、お取引口座の管理等を行うため
4. 有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の配当金・分配金・利金・償還金等及び保険商品の保険金・給付金・年金等の支払及び取扱いを行うため
5. 適合性の原則等に照らし合わせて、有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・売買、サービスの案内・提供の妥当性を判断するため
6. お客様ご本人であること又は、お客様ご本人の代理人であることを確認するため
7. お客様に対し、お取引結果、お預り残高、運用等の報告及び確認を行うため
8. お客様とのお取引に関する事務を行うため
9. 市場調査・データ分析及びアンケートの実施等による金融商品・サービスの研究・開発を行うため
10. 他の事業者等から業務を委託されたとき、又は個人情報のお取扱いの全部又は一部を委託されたとき等において、委託された業務を適切に遂行するため
11. その他、お客様及び取引相手先との取引を適切かつ円滑に履行するため
12. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等に対応するため
13. 当社の経営管理・内部管理を行うため

■個人情報に関するお問合せ・ご相談

〔保有個人データの開示等の求めに応じる手続き〕

<概要>

1. 開示等をお求めの際のお申込窓口・当社の証券業務部までご郵送ください。
2. 開示等の求めに際してご提出いただく書面・当社所定の「個人情報開示等の申込書」をご提出いただきます。この申込書は本店に備え置かれており、ホームページからも印刷できます。
3. 開示等の求めをいただく際に、お客様がご本人又は代理人であることを確認する方法・当社所定のご本人の確認書類をご提出いただきます。
4. 手数料とその徴収方法・利用目的の通知及び開示の求めについては、一回につき1,050円の手数料を徴収させていただきます。お支払いいただけない場合、開示の求めに応じられない場合がございます。ご了承ください。

〔個人情報の取扱いに関するお問い合わせ及び苦情等の窓口〕

個人情報の取扱いに関する苦情・お問い合わせにつきましては、以下にて承ります。

<当社>

PWM日本証券株式会社の下記までご連絡ください。

※Eメールによる受付：privacy@pwm.co.jp

■個人情報の取扱いに関する苦情・相談受付

電話 03-6910-5004

■受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝休）

■苦情・相談窓口

<認定個人情報保護団体>

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会は、相談、苦情への対応及び紛争解決のあっせん業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）に業務委託しており、協会の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話 0120-64-5005

総合取引約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様とPWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における、各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的として定めたものです。お客様は、この約款中の各章に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において取引を行うものとします。

第2条（総合取引の利用）

- この約款において、「総合取引」とは、次の各号に掲げる取引を組み合わせた取引等の総称をいいます。
 - 有価証券の保護預り取引
 - 振替決済口座取引
 - 投資信託の累積投資取引
 - マネー・リザーブ・ファンド（以下「MRF」といいます。）の自動スweep取引
 - 外国証券取引
- お客様は、当社所定の方法により有価証券等の分配金による投資信託の自動取得サービスを受けられます。

第2章 申込方法等

第3条（本人確認について）

当社は、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪収益移転防止法」の法律に基づき、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止のため、お客様の本人確認を行わせていただきます。

第4条（内部者登録の届出）

お客様は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買を初めて行う際、当社に日本証券業協会の定める規則の「上場会社等の役員等」に該当するか否かをあらかじめ当社所定の方法により届け出させていただきます。

第5条（申込方法）

- お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し署名・捺印（当社お届印「総合届出印鑑」となります。）のうえこれを当社へ提出することによって、総合取引を申込みのものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から総合取引を開始することができます。口座開設は原則として、お一人様一口座とさせていただきます。
- お客様が総合取引の申込みをされた場合には、第7章に定める「金銭の振込先指定方式」を同時に申し込んでいただきます。
- お客様には、総合取引の申込みと同時に保護預り口座及び振替決済口座を開設していただきます。その場合、第2条に掲げる

各取引がいつでもご利用いただけます。

第6条（有価証券の保護預り）

お客様が当社所定の方法により、当社に保護預り口座の設定を申込み、当社が承諾した場合には、日本証券業協会の定める「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に基づく保護預り口座が開設されます。

第7条（振替決済口座）

お客様が当社所定の方法により「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づき当社に申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、振替決済口座が開設されます。振替決済口座については、本約款の規定に従うほか、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の規定に従って取り扱うものとします。

第8条（投資信託受益権の累積投資取引）

- 1 お客様が当社所定の方法により、買付けを希望される各累積投資約款に基づきお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、当該累積投資の委任に関する契約が締結され累積投資口座が開設されます。
- 2 外貨建 MMF 各商品のお申込みをされる場合には、あらかじめ外国証券取引口座の開設が必要となります。

第9条（利金・分配金等による自動取得取引）

総合取引を契約されているお客様は、当社所定の方法により、いつでも利金・分配金等による投資信託等の自動取得取引を行うことができます。

第10条（外国証券取引）

お客様が当社所定の方法により、当社に外国証券取引口座開設のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引口座が開設されます。外国証券の取引については、「外国証券取引口座約款」の定めに従って取り扱うものとします。

第11条（証券総合口座）

- 1 お客様が当社所定の方法により、当社に総合取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、証券総合口座による取引及びサービスをご利用いただけます。
- 2 個人のお客様については、証券総合口座の開設にあたり、あらかじめ MRF 累積投資口座を開設していただきます。

第12条（金銭の振込先指定口座）

お客様は、当社所定の方法により、当社に金銭の振込先をご指定していただきます。

第3章 注文の受付、連絡・報告

第13条（法令・諸規則の遵守）

当社は、お客様から有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、金商法その他関係法令、金融商品取引所の定める受託契約準則及び日本証券業協会の定める規則に従い、当該ご注文をお受けするものとします。

第14条（本人確認）

当社は、お客様からのご注文をお受けする際には、当社所定の方法に従い、お客様ご本人からのご注文であることを確認させていただきます。

第15条（注文の受託等）

- 1 当社は、所定の方法により有価証券等の売買の注文を受けるものとします。
- 2 有価証券の売買等の注文の申込みをいただくときは、原則としてあらかじめ当該注文にかかる代金又は有価証券の全部をお預けいただいたうえで、注文をお受けいたします。
- 3 有価証券の売買等の注文の申込みをいただいても、当該注文にかかる代金又は有価証券の全部をお預けいただくまでは、注文として取扱いません。
- 4 募集又は売出しにかかる有価証券の買付けの注文のお申込みを受けたときは、当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。

第16条（買付の申込み及び受注時間）

- 1 当社の取扱う投資信託受益証券又は受益権にかかるお客様からの買付けの申込みは、その申込みのあった日が、以下の各号をすべて満たすときに、その申込日に買付けの手続を行います。また、この場合当該投資信託の受付締切時間を受注時間といたします。なお、以下の各号のいずれかが満たされない場合は、その申込日の翌営業日以降、最初に以下の各号のすべてを満たす日に買付けの手続を行い、受注時間も同様に扱います。
- 2 当該投資信託受益証券又は受益権の当社が定める受付締切時間までに買付けの申込みがなされた場合。
- 3 当該投資信託受益証券又は受益権の当社が定める受付締切時間までに当社で申込代金の入金確認ができた場合。
- 4 申込日が当社の営業日であり、かつ、当該投資信託受益証券又は受益権の約款、目論見書等において定める発注が不可能な日でない場合。

第17条（目論見書の交付）

当社は、金商法第15条の規定に従い、お客様から募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をお受けする際には、あらかじめ又は同時に当該有価証券の目論見書をお客様にお渡しいたします。ただし、お客様が当該目論見書の交付を受けないことについて同意した場合には、当該目論見書の交付を省略します。

第 18 条 (売買等の取引の報告)

当社は、お客様からご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下「金商業等府令」といいます。) 第 98 条の規定に従い、契約締結時交付書面(以下「取引報告書」といいます。)を作成し、お客様に交付いたします。ただし、定時定額取引については交付を省略することがあります。(郵送又は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です。)

第 19 条 (取引及び残高の報告)

- 1 当社は、金商業等府令第 98 条第 1 項第 3 号ロなどの規定に基づき、四半期に 1 回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のための報告内容を含めお客様に交付いたします。また、お取引がない場合には、1 年に 1 回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。
- 2 取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。取引残高報告書を交付後 15 日以内にお申し出がないときは、その記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきます。なお、当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかに当社法務・コンプライアンス部までご連絡ください。

第 20 条 (宣伝印刷物等)

当社は、お客様にお送りする郵送物の中に、当社が広告業務に関する契約をした会社の宣伝印刷物を同封することがあります。この場合において、当社はお客様のお名前・ご住所等の個人情報を当該会社に開示することはありません。

第 4 章 有価証券の保護預り取引

第 21 条 (本章の趣旨)

本章は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするための取決めです。お客様は、本章の内容を承認し、第 2 章に定める方法により、当社との間に有価証券の保護預りに関する契約(以下本章において「保護預り契約」といいます。)を締結します。

第 22 条 (保護預り証券)

- 1 当社は、金商法第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- 2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
- 3 この約款に従ってお預りした有価証券を以下「保護預り証券」といいます。

第23条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、別途外部に委託することがあります。
- ②金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。
- ③お客様は、当社で取扱う投資信託の受益証券と同一銘柄の投資信託の受益証券に限り、第5章の規定に従って買付けられた投資信託の受益証券以外ののものであっても、当社が応じ得るものに限り、寄託することができます。
- ④保護預り証券のうち上記②掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。
- ⑤前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第24条（混蔵保管等に関する同意事項）

前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ①お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- ②新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第25条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第26条（当社への届出事項）

- 1 当社所定の申込書に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。
- 2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第27条（保護預り証券の口座処理）

- 1 保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座で管理します。
- 2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うこと

があります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第28条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第29条（お客様への報告・連絡事項）

- 1 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
 - ①名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - ②混蔵保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還額
 - ③最終償還期限
 - ④残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の法務・コンプライアンス部に直接ご連絡ください。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第30条（名義書換等の手続きの代行等）

- 1 当社は、ご依頼があり、かつ当社が認めたときは株券等の名義書換、併合、分割又は、株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- 2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第31条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還金を含む。）又は利金（分配金を含む。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行者等からの償還金又は利金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合がございます。

第32条（保護預り証券等の返還）

保護預り証券又は金銭の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第33条（保護預り証券等の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- ①保護預り証券を売却される場合
- ②保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③当社が第31条の定めにより保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第34条（届出事項の変更手続き）

- 1 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。
- 2 上記1によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じられません。

第35条（口座管理料）

- 1 当社は、口座を設定したときは、当社が定める方法により所定の料金をいただきます。料金の期間計算の途中で契約を解除した場合でも料金の返金には応じません。
- 2 当社は、前項に定める口座管理料のお支払いがない場合、投資信託受益権の解約代金等より予告なしに充当する場合があります。また、保護預り証券の返還のご請求に応じないことがあります。

第 36 条 (解約)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。
 - ①お客様から解約のお申し出があったとき
 - ②お客様が手数料を支払わないとき
 - ③お客様がこの約款に違反したとき
 - ④お客様が第 41 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - ⑤口座残高がなくなってから一定期間を経過したとき
 - ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 前項に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社が定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行なったうえ、売却代金等の返還を行います。

第 37 条 (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとして取り扱います。この場合、別に定めた約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第 38 条 (特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①社振法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ②その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手

続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再委託する場合の当該再委託の手続き等を含みます。）

- ③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第 39 条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受入証券の提出等）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ②前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款により管理すること

第 40 条（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日から廃止されております。以下同じ。）第 2 条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第 1 号から第 17 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法の施行日（平成 21 年 1 月 5 日。以下「施行日」といいます。）の 2 週間前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。

- ② 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- ④ 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。
- ⑤ 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること。
- ⑥ 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。
- ⑦ お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
- ⑧ 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
- ⑨ 当社が施行日から間接口座管理機関となること。
- ⑩ 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
 - ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと。
 - ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
- ⑪ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替

機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限り、)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。

- ⑫ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限り、)に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。
- ⑬ 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。
- ⑭ 施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合がありますこと。
- ⑮ 施行日前において、お客様へ保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合がありますこと。
- ⑯ 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。
- ⑰ 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式会社等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

第41条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第5章 投資信託の累積投資取引

第42条（累積投資の申込方法）

- 1 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入することにより各累積投資口ごとに、当社が取扱う有価証券の累積投資取引契約（以下本章において「契約」といいます。）を申込んでいただきます。なお、外国証券にかかる累積投資口の申込みの場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座の開設が必要になります。
- 2 すでに他の累積投資口において上記1の方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込をもって当該累積投資口（所定の申込書により申込みが行われ契約が締結されている場合を除く。）の契約の申込みが行われた

ものとしします。

第 43 条（金銭の払込み）

- 1 お客様は、累積投資取引にかかる有価証券の買付けにあてるため、1 回の払込みにつき当該投資信託の目論見書に定められている最低取引単位以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその累積投資口に払込むことができます。ただし、すでに申込みが行われ契約が締結されている場合を除き、第 1 回目の払込金は、これを各累積投資口申込みのときに払込むものとしします。
- 2 同一の目論見書に記載されている各投資信託間で無手数料又は低率の手数料による乗換え（以下「スイッチング」といいます。）が可能な投資信託について第 48 条にかかる返還金の他のコースへの払込単位は当該目論見書記載の金額によるものとしします。

第 44 条（買付時期及び価額）

- 1 当社は、各累積投資口にかかる累積投資約款に従い、遅滞なく当該有価証券の買付けを行います。
- 2 上記 1 の買付価額は、各目論見書に定める価額とし、また、各目論見書に定めのある場合は、所定の手数料等を徴収するものとしします。
- 3 買付けられた有価証券の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は各累積投資口にかかる累積投資約款に定める日からお客様に帰属するものとしします。

第 45 条（投資信託受益権の管理）

この契約によって買付けられた投資信託受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」という。）に記載又は記録により管理します。

第 46 条（有価証券の保管）

- 1 振替法に基づかない有価証券に係る保管については次のとおり取り扱うこととしします。
- 2 この契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託受益証券と混蔵して保管いたします。
- 3 当社は、この契約による有価証券については、その保管に際し、原則としてこれを大券に取りまとめて行います。
- 4 当社は、累積投資契約による有価証券を当社名義をもって銀行、信託銀行、金融商品取引業者等に再寄託することがあります。
- 5 上記 1 から 3 により混蔵して保管する有価証券については、第 24 条を準用いたします。当社は、当該保管にかかる有価証券の保管料を申し受けることがあります。

第 47 条（果実の再投資）

累積投資取引にかかる有価証券の収益分配金は、お客様に代って当社が受領のうえ、これを当該累積投資口に繰入れてお預りし、当該投資信託にかかる目論見書の定めに従い同一種類の有価証券を買付けます。

第 48 条 (有価証券又は金銭の返還)

- 1 当社は、この契約に基づく有価証券又は金銭については、お客様からその返還を請求されたときに当該投資信託にかかる目論見書の定めに従い返還いたします。
- 2 上記 1 の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとし、お客様に返還いたします。ただし、返還は、当該投資信託にかかる目論見書において記載された方法により決定された価額により各投資信託受益権を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えるものとしします。
- 3 クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中の上記 1 及び 2 に基づく返還は、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行えます。
- 4 第 43 条 2 に掲げる「スイッチング」をお申込みいただいた場合には、当該返還金についてはお客様にお支払いすることなく当該スイッチングによって買付ける投資信託にかかる累積投資口への払込金に充当いたします。

第 49 条 (解 約)

- 1 下記第 67 条に定める解約事由のほか、累積投資取引に関する契約は、次の場合に解約されるものとしします。
 - ①お客様から当社所定の方法により解約のお申出があった場合
 - ②当該有価証券が償還されたとき
- 2 総合取引口座が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の有価証券及び累積投資口の残金をお客様に返還いたします。この解約の手続きは、第 48 条 2 に準じます。

第 50 条 (届出事項の変更手続き)

第 66 条の規定を本条においてこれを準用いたします。

第 51 条 (その他)

- 1 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 1 回の払込金額、買付時期、買付価額、再投資の方法、返還価額等でこの約款の定めでない事項は、各累積投資口の目論見書の規定に従うものとしします。

第 6 章 MRF の自動スweep取引

第 52 条 (本章の趣旨)

本章は、お客様 (個人のお客様に限ります。) と当社が契約する累積投資口のうち、MRF 累積投資口の自動スweep取引のサービス (以下本章において「本サービス」といいます。) に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第 53 条 (MRF の累積投資口座設定)

お客様は、本サービス申込時に、MRF 累積投資約款に定める MRF 累積投資口座を設定していただくものとしします。

第54条 (MRFの自動買付、自動換金)

- 1 本条に定めるMRFの一回の払込金額、買付時期、買付価額及び返還価額などは、「MRF累積投資約款」によるものとします。なお、本規定において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。
- 2 MRFの自動買付
 - ①当社は、お客様より金銭（円貨に限ります。以下本章において同じ。）が振込まれた場合、特にお客様からお申出がない限り、MRFの買付けのお申込みがあったものとして取扱います。
 - ②当社は、お客様より投資信託等の買付代金等の充当を目的とした金銭が振込まれた場合、特にお客様からお申出がない限り、MRFの買付けのお申込みがあったものとして取扱います。
 - ③当社は、お客様より、有価証券等の買付代金等を超える額の金銭が振込まれた場合は、その差額分については、特にお客様からお申出がない限り、MRFの買付けのお申込みがあったものとして取扱います。
 - ④当社は、お客様が保有される投資信託等の解約代金、分配金、償還金及び税金等の還付金等が当社より支払われる場合、特にお客様からお申出がない限り、MRFの買付けのお申込みがあったものとして取扱います。
 - ⑤当社は、上記①、②、③の場合で払込日が営業日の場合は、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、MRFをお客様に代わって買付けます。また、払込日が営業日以外の日の場合、当該払込日の翌営業日にMRFをお客様に代わって買付けます。
- 3 MRFの自動換金
 - ①お客様の投資信託受益権の買付代金等（口座管理料等を含む）に不足が生じる場合には、特にお客様からお申出がない限りMRFの換金申込みがあったものとして取扱い、当社は払込期日の前営業日にMRFの換金を行います。なお、MRFの証券残高が当該金銭に満たない場合は、MRFの証券残高をすべて換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除く。）
 - ②お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合、当社において取扱う投資信託受益権の取引等によるお預り金（以下「お預り金」といいます。）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行った場合、その差額分については翌営業日の受け取りのMRFの換金のお申込みがあったものとして取扱いします。
- 4 お客様の取引状況等によっては、上記1、2の定めと異なる取扱いをする場合があります。

第55条 (解 約)

- 1 第67条に定める解約事由のほか、本サービスはお客様から当社所定の方法によりMRF累積投資口の解約のお申出があった場

- 合に解約されるものといたします。
- 2 本サービスを解約した場合は、「MRF 累積投資約款」に定める MRF 口座、及び第 54 条に定める取扱いを、すべて解約するものといたします。

第 7 章 金銭の振込先指定方式

第 56 条（指定預金口座の取扱）

- 1 指定預金口座の名義は原則として当社におけるお客様の口座名義と同一にさせていただきます。
- 2 本章に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。

第 57 条（指定預金口座の登録）

- 1 当社は第 12 条により預金口座の指定のお申があったときは、速やかに「指定預金口座」の登録を行ないます。
- 2 上記 1 の「指定預金口座」の指定のお申込後 1 週間は、振込み請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みができないことがあります。

第 58 条（指定預金口座の変更）

- 1 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の方法によって届出ていただきます。
- 2 変更申込み受付後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

第 59 条（金銭の受渡精算方法）

精算代金の受渡方法は次に定める通りとします。

- ①銀行振込みによる買付代金のご入金。この場合、お客様は買付代金を当社の指定する銀行預金口座へ振込むものとします。ただし、定時定額取引による買付代金はアセット・アクセル取扱規定第 3 条に従います。
- ②銀行振込みによる売却代金のお受取り。この場合、当社は売却代金の受渡日以降に、お客様が金銭の振込先指定方式によりあらかじめ指定した銀行預金口座へ振込むものとします。

第 60 条（受入書類等）

第 55 条に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入は不要といたします。

第 61 条（振込金額等の確認）

当社は原則として、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、取引残高報告書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

第 62 条（振込手数料）

振込みにかかる手数料は、当社所定の料金をお客様にご負担していただきます。

第8章 諸則

第63条（公示催告の調査等の免除）

当社は、お預りしている有価証券にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定等についての調査及び通知はいたしません。

第64条（免責事項）

- 1 各取引等によりお客様に損害が生じても、その損害が以下の事由によるものである場合には、当社はその損害を賠償する責を負いません。
 - ①天変地変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本約款に定める事項、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手続き等が遅延又は不能となったとき
 - ②電信又は郵便の誤謬や遅延等、当社の責に帰すことができない事由が生じたとき
 - ③当社の責に帰さない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等や、その他やむを得ない事由により取扱いが遅延したり不能となったとき
 - ④お客様からご提出いただいた書類に捺印された印影と第5条の総合届出印鑑の印影を当社で相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったとき
 - ⑤当社が第59条により金銭を指定口座へ振込んだ後に発生した損害
 - ⑥当社所定の証書等に捺印された印影を第5条の総合届出印鑑の印影と相違ないものと認めて、保護預り有価証券又は金銭を返還したとき
 - ⑦当社所定の証書等に捺印された印影が第5条の総合届出印鑑の印影と相違するため、保護預り証券又は金銭を返還しなかったとき
 - ⑧第29条1①のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかったとき
 - ⑨保護預り証券について、お預り当初から瑕疵又はその原因となる事実があったとき
 - ⑩当社が第7章の規定に基づき金銭をお客様の指定預金口座へ振込んだ場合
- 2 外国証券取引に関しては外国証券取引口座約款の免責規定に従った取扱いとなります。

第65条（後見開始等の届出）

お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちにその旨を当社所定の方法によりお届出ください。

第66条（届出事項の変更手続き等）

- 1 氏名、住所及びお届出印等申込事項に変更があるときは、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。
- 2 上記1のお届出があるときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。
- 3 お客様から上記1の届出がないため、当社からお客様あての通知もしくは送付書類その他のものが延着したり、又は到着しな

かった場合、当社は通常到着すべき日時に到着したものとして取扱うことができるものとします。

- 4 お客様から上記1の届出がないため、当社からお客様への連絡がつかずこれが原因で当社の業務に支障をきたすおそれのあるときは、当社所定の手続きを経たうえで総合取引を解約させていただきます場合があります。

第67条（解約）

第2条の総合取引の各契約は、次の場合に解約されます。

- ①お客様が第2条各契約の解約の申し出をしたとき
- ②お客様が本約款の変更に同意なさらないとき
- ③お客様、又はお客様の代理人等が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出たとき
- ④お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いたとき、もしくは暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑤法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき
- ⑥お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第68条（解約に伴う返還手続き）

各契約が解約となった場合のお手続き等は、次のとおりいたします。

- ①各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お預かりしている金銭・有価証券等を返還いたします。
- ②お預かりしている金銭・有価証券等のうち、本件による返還が困難なもの等については、お客様のご指示により、決済・換金したうえでその代金を返還いたします。

第69条（通話の録音）

当社は、お客様との通話を録音することがあります。録音された個人情報、個人情報の保護に関する方針に従って厳正に管理いたします。

第70条（合意管轄）

お客様と当社の間でこの契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社は、当社本社の所在地を管轄する裁判所を指定することができます。

第71条（本約款の変更）

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。なお、変更内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様にあらたな義務を課すものがあるときは、その変更事項をご通知いたします。この場合、所定の期日までに異議申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

以上

外国証券取引口座約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

- 1 この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条（外国証券取引口座による処理）

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

第3条（遵守すべき事項）

お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

第4条（外国証券の混蔵寄託等）

- 1 お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混蔵寄託

契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。
- 3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- 4 お客様は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2（寄託証券に係る共有権等）

- 1 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。
- 2 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条

（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付）

- 1 お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。
- 2 お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条（上場廃止の場合の措置）

- 1 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。
- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

第7条（配当等の処理）

- 1 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
 - ①金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。
 - ②株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
 - a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株

券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

- b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
- ③配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
- ④第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- 2 お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います。（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）
- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払い

を円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

第8条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

①新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

②株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

③寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座

に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

- ④前3号以外の権利が付与される場合は、当該取引所が定めるところによります。
- ⑤第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- ⑥第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条（払込代金等の未払い時の措置）

お客様が、新株引受権の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条（議決権の行使）

- 1 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- 4 上記1及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定

めることができるものとします。

第 10 条の 2 (外国株預託証券に係る議決権の行使)

- 1 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- 4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第 11 条 (株主総会の書類等の送付等)

- 1 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届け出た住所あてに送付します。
- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第 12 条 (売買注文の執行地及び執行方法の指示)

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第 13 条 (注文の執行及び処理)

お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に

係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- ①外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ②当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- ③国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- ④外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時交付書面等を送付します。

第14条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ①外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- ②外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

第15条（外国証券の保管、権利及び名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- ①当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- ②前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- ③お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- ④前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤第3号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- ⑥お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

- ⑦お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- ⑧お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- ⑨お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- ⑩お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第 16 条 (選別基準に適合しなくなった場合の処理)

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第 17 条 (外国証券に関する権利の処理)

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ①当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- ②外国証券に関し、新株引受権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- ③株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。
- ④前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。

- ⑤外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のおうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑥株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- ⑦第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条（諸通知）

- 1 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。
 - ①募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ②配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ③合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条（発行者からの諸通知等）

- 1 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
- 2 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第20条（諸料金等）

- 1 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
 - ①外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条2に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
 - ②外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- 2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第 21 条 (外貨の受払い等)

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第 22 条 (金銭の授受)

- 1 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内においてお客様が指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 4 章 雑 則

第 23 条 (取引残高報告書の交付)

- 1 お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- 3 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

第 24 条 (届出事項)

お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

第 25 条 (届出事項の変更届出)

お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

第 26 条 (届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第 27 条 (通知の効力)

お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとします。

として取り扱うことができるものとします。

第28条（口座管理料）

お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条（契約の解除）

- 1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - ①お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
 - ②お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - ③第32条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
 - ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
 - ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
 - ⑥前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき
- 2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社が定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条（免責事項）

- 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。
- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
 - ②電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
 - ③当社所定の書類に押なつした印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条（準拠法及び合意管轄）

- 1 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
- 2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更へ同意したものとします。

第33条 (個人データの第三者提供に関する同意)

お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- ①外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ②預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ③外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- ④外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

以上

MRF 累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と、PWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、当社の取扱うMRF（マネー・リザーブ・ファンド） 受益権（以下「MRF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従ってMRFの累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（申込方法）

- 1 お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社に提出することによって契約を申込していただきます。
- 2 契約が締結されたときは、当社はただちにMRF累積投資口座を設定いたします。なお、総合取引開始時に当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条（金銭の払込）

お客様は、MRFの買付けにあてるため、1回の払込みにつき目論見書に定められている最低取引単位以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別に定める払込方法については、上記以外の払込単位とさせていただきます。

第4条（買付時期及び価額）

- 1 本約款において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。
- 2 払込日が営業日の場合、当社は、お客様からの払込金の受入れをもってMRFの買付けの申込みがあったものとして取扱ひ、正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、払込日の翌営業日にMRFをお客様に代わって買付けます。ただし、払込金を払込日の正午以前に受入れようとする場合において払込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、買付けの申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、当社内で入金を確認され、所定の事務処理を完了したものに限り、営業日以外の日に払込金を受入れた場合は、払込日の翌営業日の正午までにMRFの買付けの申込みがあったものとして取扱ひ払込日の翌営業日にMRFをお客様に代わって買付けます。
- 3 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- 4 営業日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び営業日以外の日に払込金を受入れた場合において、払込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前2項及び3項の規定にかかわらず、払込日の翌営業日以降最初の買付けにかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復し

た計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MRF をお客様に代わって買付けます。

- 5 買付けされた MRF の所有権ならびにその元本、又は果实に対する請求権は、当該買付日からお客様に帰属するものとしたします。

第5条（受益権の管理）

この契約によって買付けられた MRF 受益権は、振替決済口座に記載又は記録により管理されます。

第6条（果实の再投資）

- 1 MRF の果实は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けした場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、MRF をお客様に代わって買付けます。
- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額（1 口＝1 円）を下回った時は、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降最初に、買付けにかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の 1 口の元本価額（1 口＝1 円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に MRF をお客様に代わって買付けます。

第7条（返 還）

- 1 お客様は、自己の所有する MRF を当社所定の方法により返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかる MRF については、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。
- 2 当社が相応の事由があると認めた場合、お客様は前項の返還方法の他、買取請求の方法により金銭の返還を受けることができます。この場合、当該請求にかかる MRF については、買取請求日前日の基準価額をもって当該 MRF を買取り、以下に定める買取りによる返還金の引渡しをもって返還にかえるものとします。
$$\text{買取りによる返還金額} = (\text{買取請求日前日の基準価額} \times \text{買取口数})$$
- 3 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、分配金の返還は行いません。ただし前 1 項にもとづき最終営業日に元本に組入れられた再投資口数に相当する部分については、当該最終営業日の翌営業日以降返還請求を行えるものとします。
- 4 前記 1 及び 2 の請求及び返還は、所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条（解 約）

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとしたします。
 - ①総合取引約款第 67 条の解約事由に該当したとき

- ②お客様から当社所定の方法により解約のお申し出があったとき
 - ③MRF が償還されたとき
- 2 この契約が解約されたときは、当社は保管中の MRF 及び果実を第 7 条に準じてお客様に返還いたします。

第 9 条（取引及び残高の報告）

当社はおお客様のその都度の取引にかかる取引明細及び受益権残高の報告は取引残高報告書を通じて行うものとします。

第 10 条（申込事項等の変更）

- 1 氏名、住所及びお届け印の変更等申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただきます。
- 2 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出いただくことがあります。

第 11 条（その他）

- 1 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ①届出印の押なつされた所定の受領書と引換え又は別に定める契約に基づき、MRF 又は果実を返還した場合
 - ②所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく MRF 又は果実を返還しなかった場合
 - ③天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく MRF の買付け、もしくは、MRF 又は果実の返還が遅延した場合
- 3 この契約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他、その必要を生じた時は、改定されることがあります。
- 4 当社は、お客様から特段のお申し出がない限り、お客様がこの契約の当該取引銘柄の目論見書の交付を受けないことに同意したと見做し、以後当該目論見書の交付を省略します。

以上

MMF 累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様とPWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）との、当社の取扱うMMF（マネー・マネージメント・ファンド） 受益権（以下「MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従ってMMFの累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。なお、外貨建MMFについては、当該目論見書及び外国証券取引口座約款に本約款と異なる定めがあるときは、これに従って取扱います。

第2条（申込方法）

- 1 お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社に提出することによって契約を申込んでいただきます。
- 2 契約が締結されたときは、当社はただちにMMF累積投資口座を設定いたします。なお、総合取引開始時に当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条（金銭の払込）

お客様は、MMF買付けにあてるため、1回の払込みにつき各目論見書に定められている最低取引単位以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別に定める払込方法については、上記以外の払込単位とさせていただきます。

第4条（買付時期及び価額）

- 1 本約款において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。
- 2 払込日が営業日の場合、当社は、お客様からの払込金の受入れをもってMMFの買付けの申込みがあったものとして取扱い、正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、払込日の翌営業日にMMFをお客様に代わって買付けます。ただし、払込金を払込日の正午以前に受入れようとする場合において、払込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、買付けの申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、当社内で入金を確認され、所定の事務処理を完了したものに限り、営業日以外の日に払込金を受入れた場合は、払込日の翌営業日の正午までにMMFの買付けの申込みがあったものとして取扱い、払込日の翌営業日にMMFをお客様に代わって買付けます。
- 3 前項(2)の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- 4 営業日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び営業日以外の日に払込金を受入れた場合において、払込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前2項及び3項の規定にかかわらず、払込日の

翌営業日以降最初の買付けにかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MMFをお客様に代わって買付けます。

- 5 買付けされたMMFの所有権ならびにその元本、又は果実に対する請求権は、当該買付日からお客様に帰属するものといたします。

第5条（受益権の管理）

- 1 この契約によって買付けられたMMF受益権は、振替決済口座に記載又は記録により管理されます。
- 2 振替法に基づかないMMFは、すべて当社又は当社が指定する寄託先において、大券にて他のお客様のMMFと混蔵して保管します。この場合においては、次の事項につきご同意頂いたものとして取扱います。
 - ①振替法に基づかないMMFに対し、寄託されたMMFの額に応じて共有権を取得すること
 - ②振替法に基づかないMMFを寄託するとき又は寄託されたMMFを返還する時はそのMMFの寄託又は返還については、MMFを寄託している他のお客様と協議を要しないこと

第6条（果実の再投資）

- 1 MMFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けした場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、MMFをお客様に代わって買付けます。
- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回った時は、前項(1)の規定にかかわらず、最終営業日以降最初に、買付けにかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にMMFをお客様に代わって買付けます。

第7条（返 還）

- 1 お客様は、自己の所有するMMFを当社所定の方法により返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるMMFについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。
- 2 当社が相応の事由があると認めた場合、お客様は前項の返還方法の他、買取請求の方法により金銭の返還を受けることができます。この場合、当該請求にかかるMMFについては、買取請求日前日の基準価額をもって当該MMFを買取り、以下に定める買取りによる返還金の引渡しをもって返還にかえるものとします。
$$\text{買取りによる返還金額} = (\text{買取請求日前日の基準価額} \times \text{買取口数})$$

- 3 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、分配金の返還は行いません。ただし、前1項に基づき最終営業日に元本に組入れられた再投資口数に相当する部分については、当該最終営業日の翌営業日以降返還請求を行えるものとします。
- 4 受渡日を買付けから30日以内の場合には、目論見書に記載されている信託財産留保額を申し受けます。
- 5 前1項及び2項請求及び返還は、所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条(解約)

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
 - ①総合取引約款第67条の解約事由に該当したとき
 - ②お客様から当社所定の方法により解約のお申し出があったとき
 - ③MMFが償還されたとき
- 2 この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中のMMF及び果実を第7条に準じてお客様に返還いたします。

第9条(取引及び残高の報告)

当社はおお客様のその都度の取引にかかる取引明細及び受益権残高の報告は取引残高報告書を通じて行うものとします。

第10条(申込事項等の変更)

- 1 氏名、住所及びお届け印の変更等申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただけます。
- 2 前項(1)のお届出があったとき当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出いただくことがあります。

第11条(その他)

- 1 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ①届出印の押なつされた所定の受領書と引換え又は別に定める契約に基づき、MMF又は果実を返還した場合
 - ②所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づくMMF又は果実を返還しなかった場合
 - ③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくMMFの買付け、もしくは、MMF又は果実の返還が遅延した場合
- 3 この契約は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた時には、変更されることがあります。

以上

追加型投資信託累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様とPWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）との、当社の取扱う公社債投資信託を除く投資信託受益権（以下「追加型投信」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（申込方法）

- 1 お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込んでいただけます。ただしすでに他の累積投資口において契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもってお客様からのお申出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。
- 2 契約が締結されたときは、当社はただちに追加型投信累積投資口座を設定いたします。なお、総合取引開始時に当社に届出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条（金銭の払込）

お客様は、追加型投信の買付けにあてるため、1回の払込みにつき各累積投資口にかかる目論見書に定められている最低取引単位以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別に定める払込方法については、上記以外の払込単位とさせていただきます。

第4条（買付時期及び価額）

- 1 お客様は、当社を通じてこの契約に係わる追加型投信の買付けを申込むことができます。この場合、当該投資信託の目論見書に定める買付時期に従い買付けを行います。
- 2 買付価額は、買付日の価額に所定の手数料及び消費税等を加えた金額といたします。買付けられた追加型投信の所有権ならびにその元本又は果実に対する請求権は、原則として、当該買付日の翌営業日からお客様に帰属するものとします。

第5条（受益権の管理）

- 1 この契約によって買付けられた追加型投信受益権は、振替決済口座に記載又は記録により管理されます。
- 2 振替法に基づかない追加型投資受益証券は、すべて当社において、他のお客様の追加型投資受益証券と混蔵して大券にて保管いたします。この場合においては、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。
 - ①当社で保管している追加型投資受益証券に対し、寄託された追加型投資受益証券の額に応じて共有権を取得すること
 - ②新たに追加型投資受益証券を寄託するとき又は寄託された追加型投資受益証券を返還するときは、その追加型投資受益証券の寄託又は返還については、追加型投資受益

- 証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと
- ③当社は、追加型投資受益証券にかかる保管を、信託銀行等に再寄託することがあること
- 3 当社は、当該保管にかかる追加型投資受益証券につき、保管料を申し受けることがあります。

第6条（果実の再投資）

追加型投信の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により同一銘柄の追加型投信を買付けます。

第7条（返還）

- 1 お客様は、当社を通じてこの契約にかかる追加型投信の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかる追加型投信を換金のうえ、その代金を返還いたします。
- 2 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、お客様があらかじめ指定した銀行預金口座へ振込むことにより返還いたします。

第8条（解約）

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
- ①総合取引約款第67条の解約事由に該当したとき
- ②お客様から当社所定の方法により解約のお申し出があったとき
- ③追加型投信が償還されたとき
- 2 この契約が解約されたときは、当社は第7条に準じて保管中の追加型投信を返還いたします。

第9条（取引及び残高の報告）

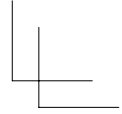
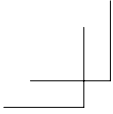
当社はおお客様のその都度の取引にかかる取引明細及び受益権残高の報告は取引残高報告書を通じて行うものとします。

第10条（申込事項等の変更）

- 1 氏名、住所及びお届け出印の変更等申込事項に変更があるときは、お客様は当社所定の用紙により遅滞なく当社に届出いただきます。
- 2 前項のお届出があったときは、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第11条（その他）

- 1 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
- ①届出印の押なつされた所定の受領印と引換え又は別に定める契約に基づき、この契約にかかる追加型投信を返還した場合
- ②所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印

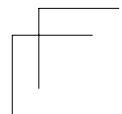
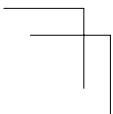


影が届出印と相違するためにこの契約にかかる追加型投信を返還しなかった場合

③天災地変その他不可抗力により、この契約にかかる追加型投信の買付け、もしくは返還が遅延した場合

3 この契約は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、変更されることがあります。

以上



アセット・アクセル取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様と、PWM日本証券株式会社（以下「当社」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額の購入サービス（「アセット・アクセル」以下「本サービス」といいます。）に関する取決めです。お客様は、本サービス内容を十分に理解し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条（買付銘柄の選定）

本サービスによって買付けできる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。お客様は、選定銘柄の中から1つ以上の銘柄を指定し、（以下「指定銘柄」といいます。）買付けの申込みを行うものとします。

第3条（払込方法の指定）

お客様は、当社所定の収納代行会社を通じて行う「指定預貯金口座からの振替」又は当社が取扱う「MRF からの振替」いずれかの払込方法を指定し買付けの申込みを行うものとします。

第4条（申込方法）

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当社に提出し、当社が承諾した場合に、本サービスを利用できます。

- ①お客様は、各指定銘柄の累積投資口ごとに、契約を申込みものとします。
なお、本サービスはご契約額が 20,000 円以上の申込とします。
- ②すでに他の累積投資口において申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込をもって当該累積投資口（すでに契約が締結されている場合を除く。）の契約の申込みが行われたものとします。

第5条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の書面に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを提出することにより、申込内容の変更を行うことができます。

第6条（金銭の払込）

お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月あらかじめお客様が申出た一定額の金銭（以下「払込金」といいます。）を、本規定第8条の定めに基づく方法により払込むものとし、払込金は20,000 円以上とします。

第7条（買付けの方法）

当社は、第6条により払込まれた払込金で、同第8条の定めに基づく買付けを行います。

第8条（買付時期及び価額）

当社は、お客様の指定銘柄の買付け申込みを以下のように取扱います。なお、本規定において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。ただし、目論見書において申込不可日とされている日は買付けの申込は出来ません。また、休業日及び申込不可日に買付けができなかった場合、申込受付再開営業日に買付けすることとします。

- ①指定預貯金口座からの振替の場合は、原則として毎月7日（休日の場合は翌営業日）に買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。ただし、指定銘柄が MRF 及び MMF の場合は、原則として毎月8日
- ②（休日の場合は翌営業日）に買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。
- ③当社が取扱う MRF からの振替の場合は原則として毎月15日（休日の場合は翌営業日）に買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。
- ④上記①、②の買付価額は、指定銘柄にかかる目論見書に定める価額とします。
- ⑤上記①、②にかかわらず、営業日が連続して休日となる場合（年末年始等）は、上記に定める買付日が翌営業日に降に変更となる場合があります。

第9条（果実及び償還金の再投資）

果実及び償還金の再投資は、それぞれ指定銘柄にかかる目論見書に基づいて行うものとします。

なお、この場合買付けの手数料は無料となります。

第10条（取引及び残高の通知）

当社は、本サービスに基づくお客様への取引明細及び残高の通知を次の各号により行うものとします。

- ①取引の明細
当社は、第7条（買付けの方法）及び第8条（買付時期及び価額）に基づく取引の明細については、四半期ごとに、期間中の銘柄ごとの買付明細等を記載した取引残高報告書により通知します。
- ②金銭及び残高明細
当社は、指定銘柄の買付金及び残高について、上記に定める書面に記載してお客様に通知します。

第11条（選定銘柄の除外）

指定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客様に通知するものとします。

- ①当該選定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ②その他当社が必要と認める場合

第12条（解約）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。

- ①総合取引約款第 67 条の解約事由に該当したとき
- ②お客様から当社所定の方法により解約のお申し出があったとき
- ③当社が本サービスを営むことができなくなったとき
- ④指定預貯金口座からの振替において、当社が定める一定期間に連続して引落が不可能となったとき
- ⑤当社が本サービスの解約を申し出たとき

第 13 条（その他）

- 1 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- 2 第 10 条（取引及び残高の通知）の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
- 3 この規定は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときは変更されることがあります。
- 4 本規定に別段の定めがないときには、総合取引約款に従うものとします。
- 5 当社は、お客様から特段の申し出がない限り、お客様がこの契約において所有中の当該取引銘柄の目論見書の交付を受けないことに同意したと見做し、当該目論見書の交付を省略します。

以上

投資信託受益権振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- 1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2 当社は、お客様から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条（契約期間等）

- 1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。

第6条（振替の申請）

- 1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除く。）
 - ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除く。）
 - ⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除く。）
 - ⑥販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除く。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除く。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除く。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除く。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
 - ⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入し、届出の印章（又は署名）により記名捺印（又は署名）してご提出ください。
 - ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ②お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③振替先口座及びその直近上位機関の名称

- ④振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ⑤振替を行う日
- 3 前項第①号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項③号の提示は必要ありません。また、同項④号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- 1 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

- 1 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の償還金（繰上償還金を含む。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行等からこれを受

領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

- 2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に分配することができます。

第11条（お客様への連絡事項）

- 1 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

①償還期限（償還期限がある場合に限りです。）

②残高照合のための報告。ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の法務・コンプライアンス部 0120-193-261 まで直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12条（届出事項の変更手続き）

- 1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご

提出願うことがあります。また、氏名、住所及びお届出印の変更等、申込事項に変更があるときは、直ちに総合取引約款に定める方法によりお手続きください。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもって届出の印鑑・住所・名称等とします。

第13条（口座管理料）

- 1 当社は、口座を開設したときは、当社が定める方法により所定の料金をいただきます。
- 2 当社は、前項に定める口座管理料のお支払いがない場合、投資信託受益権の解約代金等より予告なしに充当する場合があります。また、保護預り証券の返還のご請求に応じないことがあります。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ①投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ②その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 1 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条（解約等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があったとき
 - ②お客様が手数料を支払わないとき
 - ③お客様がこの約款に違反したとき
 - ④お客様が第 21 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - ⑤口座残高がなくなってから一定期間を経過したとき
 - ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。
 - 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第 17 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第 18 条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第 19 条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第 12 条 1 による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

- ⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 20 条(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第①号及び第②号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第③号及び第④号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

第 21 条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様がPWM日本証券株式会社（以下「当社」という。）に設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項及び2項に規定する特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下、同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

- 1 お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。
- 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場有価証券の信用取引及び発行日決済取引（以下、「信用取引等」という。）に係る差金決済による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済については、お客様から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。
- 4 お客様が特定口座の開設申込みを行う場合、特定口座に保管の委託をする株券等を証券保管振替機構（以下、「機構」という。）に預託し実質株主報告を行うことに同意することを必須とします。また、名義の如何を問わず全ての株券等を機構へ預託する申出を行うことを原則とします。
- 5 お客様は、当社に複数の特定口座を開設することは出来ません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託）

特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等について、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

第4条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関す

る所得計算等の特例)、同法第 37 条の 11 の 4 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 15 号) 附則第 13 条及び関係政省令に基づき行われます。

第 5 条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ (租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。) を受入れます。

- ① 第 2 条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。) により取得した上場株式等
- ④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- ⑤ お客様が相続 (限定承認に係るものを除く。以下、同じ。) 又は遺贈 (包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。) により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑥ 特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- ⑦ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併 (合併法人の株式のみの交付がされるもの (当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。) に限り。) により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割 (法人税法第 2 条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式のみの交付がされるもの (当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株

式及び当該分割法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。)により取得する当該分割法人の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

- ⑨特定口座内保管上場株式等につき、株式交換等（同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定子会社株式の譲渡がなかったものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交付金銭等を受ける場合を除く。）により特定親会社から新株の割当により取得する当該特定親会社の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- ⑩特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- ⑪前各号のほか、財務省令に定める上場株式等

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法又は上場株式等を発行した法人に対して行われる端株若しくは一単元の株式に満たない数の株式の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。

第7条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等関係法令等に定めるところにより計算した金額、取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、関係法令等の定めるところにより行います。

第9条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）⑤に規定する上場株式等の移管による受入れは、関係法令等に定めるところにより行います。

第10条（年間取引報告書等の送付）

当社は、関係法令等により、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

第11条（地方税に関する事項）

当社は、お客様から租税特別措置法第37の11の4第1項に定め

る特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受ける際に、地方税法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 17 号）附則第 35 条の 2 の 4 第 2 項第三号の規定による地方税法第 321 条の 3 第 2 項の規定に基づく普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出を受けることといたします。また、この申出は、お客様からの変更の依頼がない限り、毎年、当該申出があったものとみなします。

第 12 条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①総合取引約款第 67 条の解約事由に該当したとき
- ②お客様が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ③関係法令等に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④お客様が出国により居住者又は国内に恒久的私設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ⑤特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遮贈の手続きが完了したとき

第 13 条（特定口座を通じた取引）

お客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第 14 条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 15 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに意義のお申立がないときは、約款の改定にご同意いただいたものと取扱います。

以上

PWM日本証券
ピーダブルエムニホンショウケン